

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	人権推進課
処分の 名称	隣保館の使用の制限
処分権者	市長
根拠規定	周南市隣保館条例第7条
基準規定	周南市隣保館条例第7条
処分基準	周南市隣保館条例第7条 （使用の制限） 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。 （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 （2） 施設、設備等を破損するおそれがあると認められるとき。 （3） 前2号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められるとき。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	人権推進課
処分の 名称	隣保館の使用料
処分権者	市長
根拠規定	周南市隣保館条例第6条
基準規定	周南市隣保館条例第6条；別表第 1；別表第 2
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	
備考	周南市行政手続条例第 1 3 条第 2 項第 4 号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	人権推進課
処分の 名称	隣保館の使用許可の取消し等
処分権者	市長
根拠規定	周南市隣保館条例第9条
基準規定	周南市隣保館条例第9条
処分基準	周南市隣保館条例第9条 （使用許可の取消し等） 第9条 市長は、使用者がこの条例に基づく規則に違反し、若しくは指示に従わないときは、使用の許可を取り消し、若しくは使用を停止させ、又は制限することができる。
不利益処分 をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	